

平成28年度 第2回学区審議会 会議資料

目次

- P 1 学校選択制(兄弟関係含む)による異動児童生徒数について
- P 2 市内の開発行為の状況
- P 3～6 説明会や窓口でいただいたご意見等
- P 7～10 「鎌ヶ谷小学校の通学区域の見直しに関する要望書」
- P 11～13 「鎌ヶ谷小学校の通学区域の見直しに関する要望書」
について(回答)
- P 14 猶予期間を設けた場合に必要となる教室数について
- P 15～19 通学区域の見直しに伴う通学路整備予定工事(案)
について

学校選択制(兄弟関係含む)による異動児童生徒数について

小学校	希望校										合計(一)	
	東部小	南部小	北部小	西部小	中部小	初富小	道野辺小					
鎌ヶ谷小				1	30							31
東部小										1		1
南部小					1							1
北部小												0
西部小			1		1							2
中部小				1								1
初富小	2											2
道野辺小	11				2							13
五本松小						3						3
合計(+)	13	0	1	2	34	3	1				1	54

中学校	希望校					合計(一)
	鎌ヶ谷中	第二中	第三中	第四中	第五中	
鎌ヶ谷中		3		7	7	17
第二中				2	1	3
第三中					1	1
第四中	6	2	1			9
第五中			3	1		4
合計(+)	6	5	4	10	9	34

開発行為等一覧(平成28年7月6日～平成28年11月25日)

No.	該当する学区	場所	予定建築物の用途	受付日	備考
1	東部小・第二中	鎌ヶ谷九丁目374番4	二階建て長屋住宅 2棟14戸	H28.7.6	1LDK 14戸
2	鎌ヶ谷小・鎌ヶ谷中	北中沢一丁目1423番15 他	コンビニエンスストア	H28.7.8	
3	西部小・第三中	くぬぎ山二丁目1046番10 他	長屋住宅1棟 8戸	H28.7.21	1LDK 8戸
4	道野辺小・第二中	東道野辺四丁目515番1	専用住宅 16戸	H28.7.21	
5	東部小・第二中	鎌ヶ谷五丁目70番2 他	長屋住宅 2棟16戸	H28.8.29	1LDK 1戸 2LDK 15戸
6	道野辺小・第二中	南鎌ヶ谷二丁目172番4の一部 他	戸建住宅 15戸 デイサービス 1棟	H28.9.6	
7	鎌ヶ谷小・鎌ヶ谷中	北中沢一丁目1428番4 他	専用住宅 24戸	H28.9.15	
8	北部小・第三中	西佐津間二丁目197番地1の一部 他	専用住宅 8戸	H28.9.21	

説明会や窓口でいただいたご意見等

＜通学区の見直しに関すること・教育的配慮に関すること＞

	ご質問・ご意見・ご要望	回答内容・対応案	備考
1	学区の変更自体に反対である。	学区の変更については、教育委員会でも難しい問題ととらえ、保護者児童生徒にも大きな負担がかかることは種々承知しております。新鎌ヶ谷エリアである鎌ヶ谷小学校、五本松小学校の児童が増え、まずは教室の確保をしなければならぬことから、今考えられる最小限の学区の変更ということで、皆様のご理解とご協力をお願いしております。	
2	これは決定事項なのか。	現段階では決定ではないので、具体的にご意見があれば、検討させていただきますが、鎌ヶ谷小学校の児童数の増加に伴い、通学区の見直しが必要ということはお願いたします。	
3	個別に相談に乗っていただけるのか。	対象区域や通学ルートについてなど他にも色々なご提案があれば、個別にお伺いしたいと考えております。	
4	現在、上の子どもが鎌ヶ谷小に通っているが、通学路が危ないため下の子どもは東部小に通わせたいと考えている。兄弟で小学校が異なった場合、運動会の日程などは配慮していただけるのか。	現在、様々な事情により、小学校は春に運動会を実施しておりますが、タイトな日程の中で調整する為、多くの小学校が同じ日に市内の行事や地域行事なども考慮して、学校長が決定をいたしますので、現段階でお約束はできません。運動会の日程を決める際には、通学区の見直しに伴う措置として配慮していただくよう、関係する鎌ヶ谷小、東部小、西部小の校長先生にも依頼いたします。	未回答
5	個別に配慮が必要と思われる児童についての対応はどのように考えているのか。	個別にご相談いただきたいと思います。状況を伺い、そのお子さんにとって適していると思われる対応を行ってまいります。	
6	新鎌ヶ谷地区の開発が計画された段階で、教室が足りなくなることには予測できたのではないかと。その時の見込みが甘かったからこのよう事態になったのか。過去の検討の仕方に問題があったのではないかと。考えたい。	新鎌ヶ谷地区の開発が計画された頃は、五本松小学校の学級数もひと学年2学級、また、鎌ヶ谷小学校もひと学年3、4クラスの頃でしたので、新鎌ヶ谷地区が開発されても、児童の受け入れは既存の小学校で可能であると判断しました。今回の時期に鎌ヶ谷小学校の通学区の見直しが必要になったのは、ここ数年、新鎌ヶ谷地区以外の場所で、これまで駐車場や梨畑だったところが相次いで開発され宅地になったことが大きな要因であると考えております。	

	ご質問・ご意見・ご要望	回答内容・対応案	備考
7	もっと早い段階で知らせてもらうことはできなかつたのか。	<p>通学区の見直しをできるだけ行わないで済むように、学校選択制の導入や学校施設の中での工夫（放課後児童クラブの教室を普通教室へ改修するなど）を行ってまいりましたが、ここ数年、鎌ヶ谷小学校の通学区内に相次いで住宅が建ち、児童数が増加したため、通学区の見直しを行わざるを得ない状況になりました。この度、通学区見直し案の概要がまとまったことから関係の皆様にお知らせいたしました。不確定な情報をお伝えすることで、市民の方には混乱を与えてはいけないと思います、この時期のお知らせとなりました。</p>	
8	<p>通学区の見直し後に、鎌ヶ谷小学校に在籍している児童が対象区域内に転居した場合はどうなるのか。見直し実施には5年から10年の中長期にわたる移行期間を設け、対象区域に居住中の未就学児は鎌ヶ谷小学校、西部小学校（又は東部小学校）のいずれにも通えるよう選択できるようにすること。</p>	<p>通学区見直し前と見直し後のどちらかの学校を選択できる移行期間を設けた場合、いずれも、近い将来、教室が不足することが見込まれますので、現在考えられていることは困難であると考えております。要望書にもあるように地域コミュニティやお子様の人間関係に対する配慮は、市としても必要なものと考えております。この度の通学区の見直しに伴うお子様や保護者の皆様のご負担を軽減できるよう、登下校の安全や新しいコミュニティの構築に、市、学校とともにサポートさせていただきます。</p>	別添 要望書 参照
9	学区の狭間である一部地域のみを見直し対象とせず、市内全域を見直し対象とし、長期的に有効だと考えられる見直しを行うこと。	<p>通学区の見直しの検討にあたっては、市内の開発状況なども考慮し、市内全体を視野に入れた中で、長期的な視点をもつて行っております。現在、教育委員会で算出している平成34年度までの児童数では、市内の児童数は平成30年度にピークを迎え、それ以降は少しずつ減少していくとみられています。鎌ヶ谷小学校においては、少なくとも平成34年度までは増加を続けていくものの、将来的には減少していくと考えており、通学区の見直しは必要最小限の地域において行いたいと考えております。</p>	

＜通学路の安全に関すること＞

	ご質問・ご意見・ご要望	回答内容・対応案	備考
10	新鎌ヶ谷一丁目に住んでいる者です。学区の変更で西部小学校になりませんが、実際に通学路を歩きましたか。	通学路を歩いたところ、新鎌ヶ谷一丁目からだと1.5キロ前後はあるため、大人が歩いて西部小学校まで30分程度かかりました。	
11	実際に歩いて通学路をどう感じましたか。	安全対策が必要な箇所も確認できたので、道路管理者や鎌ヶ谷警察とも協議して安全施設の実施していきます。	
12	第三中学校の入口から入道溜の交差点までが通学路として危ない。安全対策を行ってからのこのような説明会を実施するべきではないか。	安全対策については、道路管理者や鎌ヶ谷警察とも立ち会って実施していきます。	
13	通学路の安全対策について、例えば、保護者が自家用車により送迎をした場合、車を止める場所など確保していただくのかどうか、どこかに子どもたちを集わせて、PTAやボランティアなど誘導員を配置して学校まで連れて行くなど対応策案と対応スケジュールをいくつか示してほしい。	貴重なご意見をありがとうございます。いただいたご意見も含め、対応策についてスケジュールと合わせお示しいたします。	
14	関係団体への説明会を開催したということだが、自治会が行っている防犯パトロールも、学区変更に伴い西部小学区内を行ってくれるのか。	自治会の防犯パトロールはボランティアでやっていたので、自治会の判断となりますが、教育委員会からも引き続きお願いしたいという話を自治会の方にはさせていたいただきました。教育委員会でも、西部小の通学路であるおぞら保育園の横の道の道はパトロールの強化個所としておりますので、継続的にパトロールを行ってまいります。	

＜手続きに関すること・その他＞

	ご質問・ご意見・ご要望	回答内容・対応案	備考
15	兄弟枠の中で、対象区域の子が全員鎌ヶ谷小学校や鎌ヶ谷中学校を希望した場合、抽選になるのか。	兄弟で別々の学校になるのは、色々と負担となるため、希望をすれば通えることとします。抽選にはなりません。	
16	移行措置（通学区域の見直し後）の「鎌ヶ谷小学校に在籍している児童は鎌ヶ谷中学校に入学できる」という取り扱いについて、いつ頃までに手続きをすればいいのか。	入学通知書については、1月末までに学区変更後の学校名で送付されませんが、入学通知書が届いて、鎌ヶ谷中学校へ進学したいということであれば、例年2月頃に各学校が開催いたします学校説明会には間に合うように、お早目に手続していただいた方がいいと思います。	
17	手続きは窓口にお越しいただきたいということであったが、郵送ではダメか。	郵送でも可と考えております。	
18	通学区域の見直し後に、鎌ヶ谷小学校に在籍している児童が対象区域内に転居した場合はどうなるのか。	見直し後であれば、見直し後の学区（西部小、東部小）に転校となります。	
19	学区審議会は公開で、会議録も見ることができるとは聞いていますが、仕事をしていると傍聴にいくことも、情報公開コーナーで見ることができない。市のホームページでは、会議録は見られるが、会議資料はアップされていない。これでは「公開している」とは言えない。	現在、鎌ヶ谷市のホームページでは、ご指摘のとおり、別添資料がアップされていません。ご覧いただくことができず、ご不便をおかけいたしました。これについては、総務課行政室及び秘書広報課広報広聴室と調整し、今後は、会議資料を併せて掲載するよういたします。	未回答

平成28年10月16日

鎌ヶ谷市教育委員会 教育長
皆川 征夫 殿

「鎌ヶ谷小学校の通学区域の見直しに関する要望書」



中秋の候、ますますご清祥のことと存じます。

さて、表題の件、私どもの[REDACTED]をはじめ、今回の通学区域の見直し対象区域に居住する未就学児のうち、希望する者は例外なく鎌ヶ谷小学校へ入学できるよう、下記のように要望致します。

なお、この要望書を提出するに至った経緯とその趣旨は別添『「鎌ヶ谷小学校の通学区域見直しに関する要望書」の提出の経緯と趣旨』に記載しておりますのでご参照願います。

記

1. 見直し時期について

通学区域の見直し実施には5年から10年の中長期にわたる移行期間を設け、対象区域に居住中の未就学児は鎌ヶ谷小学校、西部小学校（東部小学校）のいずれにも通えるよう選択できるようにすること。

2. 見直し対象区域について

学区の狭間である一部地域のみを見直し対象とせず、市内全域を見直し対象とし、長期的に有効だと考えられる見直しを行うこと。

3. 対応について

上記1、2について検討内容とその理由を詳細に明記の上、文書にて1ヶ月以内にご回答ください。

以上



「鎌ヶ谷小学校の通学区域の見直しに関する要望書」の提出の経緯と趣旨

提出の経緯

平成28年9月28日付にて送付された「鎌ヶ谷小学校の通学区域の見直しに伴う説明会の開催について」の通知を受け取り、私ども保護者はもとより、当事者である子どもも、また、今回の対象区域内に住む多くの保護者及びその子ども達も強い衝撃を受けております。

提示された今回の見直し案が対象児童とその保護者にとっていかに受け入れ難いものかご理解いただいた上で、要望書通りご対応いただきます様お願い申し上げます。

要望の主旨

1. 通学路と登下校の危険

下記の理由により、学区の変更に伴い危険が増大していることは明らかです。

- ・鎌ヶ谷小学校までの距離（約1.3キロ）よりも西部小学校までの方がより遠くなる（約1.6キロ）
- ・通学路として考えられる道路は下記の通り危険である
 - 車通りが激しい道路である
 - 歩道はあっても狭く、また歩道のない場所がある
 - ガードレールがない
 - 雨天時頻繁に冠水する場所もあり、悪路である
 - 変質者情報が多い地域である
- ・登下校を共にできる近所の上級生、同級生がいない
 - 平成30年度の新一年生（同級生）は近隣にはほとんどいない
 - 近隣の上級生や同級生は鎌ヶ谷小学校に通学している
 - 朝早く（7時頃）夕方遅く（16時頃）なるのに一人で登下校の可能性がある

2. 地域コミュニティ、保護者、対象児童の心情に対する配慮不足

・提示された案がそのまま採用されると、近隣住民の中で対象児童とその家族が孤立し、地域コミュニティの観点からも違和感がある。

例) 隣家の長男 平成29年度入学予定(現在年長)

⇒鎌ヶ谷小学校に入学

隣家の長女 平成33年度入学予定(現在2歳)

⇒兄弟枠として鎌ヶ谷小学校に入学予定

4軒先の家も同様の状況あり

・平成23年に現居に引っ越しして以来、鎌ヶ谷小学校入学の前提で地域の中で友人関係を築き、また幼稚園もその前提で選び、現在も通園中であるが、学区が変わるとその前提および今までの5年間の全てが覆る。現在通園中の幼稚園から西部小に進学する児童はほとんどおらず、子どもの友人関係において大きな問題が生じる。我が子は仲の良い友人と同じ学校に通えないかもしれないと知り泣くほどのショックを受けている。

・現居近隣に現在建築中の平成29年7月1日以前には入居可能となりそうな戸建があるが、入居時に既に小学生がいればその児童は鎌ヶ谷小学校へ入学できることとなる。提示案のままだと5年以上前からそのつもりで生活をしてきている我が子は鎌ヶ谷小学校へ入学できず、新たな住人が入学できるのは今まで及び将来にわたる地域コミュニティを配慮したもとのとは到底考えられない。

・同様に鎌ヶ谷小学校近隣にここ数年から数ヶ月の間で新築住宅が多数完成しているが、学校に近いという理由で学区の見直し対象区域外である。一方、その前から鎌ヶ谷小学校に入学する前提で生活をしてきた我が家は通学区域の狭間に住所があるからという理由で学区の変更対象になるというのは容易に納得できるものではない。

・家を購入する際には、学区がどこであるかというのも当然に判断材料のひとつであるにも関わらず、突然の変更はあまりにも横暴な対応である。

3. 学区審会等、現在までになされた市の対応に不満

・平成30年度以降に入学予定の児童を対象に学区を変更しても、異動させられる児童は数名のみであると過去の学区審議会議事録に記載があるが、現状としてその数名ですら受け入れが難しい状況であると学校教育課窓口担当者から聞かされた。

何故そんな数名でも受け入れが難しい、という状況まで放置していたのか、市政の怠慢により市民や子どもが影響を受けるのは到底理解、納得できるものではない。

・審議会での議論は学区を変更し鎌ヶ谷小学校の児童数をいかに減らすかの一方的な意見に終始し、対象児童やその家族、地域コミュニティに与える影響などについては全く議論されていない。

・目先の数年、一時的にしか効力のなさそうな見直し案であり、例えば鎌ヶ谷小学校、五本松小学校の児童数の抑制目的であれば、初富小学校なども含め市内全域で見直しをかけるべきである。

・学区を変更する場合、その影響の大きさから中長期の移行期間を設けるのが妥当だと考えるが、提示された案では全く猶予期間がない。近隣を見渡すと、過去府中市にて同様の見直しを行った際には、9年間の移行期間があり、その間は希望すれば新旧どちらの学校にも入学することができ、卒業まで通うことができると示されていた。(府中市ホームページより) 今回も相当の移行期間を設けるべきである。

以上



鎌 教 学 第 3 2 8 4 号
平成 2 8 年 1 1 月 1 5 日

様

鎌ケ谷市教育委員会
教育長 皆川 征夫



「鎌ケ谷小学校の通学区域の見直しに関する要望書」について（回答）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より当市の教育行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、平成 2 8 年 1 0 月 1 6 日付けで拝受いたしました「鎌ケ谷小学校の通学区域の見直しに関する要望書」につきまして、下記のとおりお答えいたします。

なお、学区審議会開催前でございますので、現段階では、学区審議会事務局での「案」としての回答とさせていただきます。

記

1. 見直し時期について

いただいた要望書をもとに、現状やこれまでの実績などを考慮し、見直し前の鎌ケ谷小学校と見直し後の西部小学校または東部小学校のどちらかを選択できるような移行期間を設けた場合、鎌ケ谷小学校の受け入れが可能かどうか検討いたしました。

まず、今回検討した移行期間の対象となる児童についてでございますが、保護者の方より幼稚園等を選ぶ際の条件の一つに、入学する小学校がどこであるかということが関係しているとお話ございましたので、既に幼稚園等に通われているお子様から来年度幼稚園に入園を予定されているお子様までを対象に検討させていただきました。

また児童数の算出にあたっては、次の内容を考慮し算出いたしました。

- ・ 前述の対象児童が、全員鎌ケ谷小学校を選択したと想定し、兄弟姉妹で同じ学校に通うことができるよう配慮する

- ・転入学により児童数が2, 3人増加したことにより、学級数が増加する可能性のある学年は、増加分を見込んだ学級数とする
- ・現在、鎌ヶ谷小学区内で建築が予定されている30戸に対し、過去の開発行為等に伴う転入状況から、毎年9人を新規転入児童として現在の住民基本台帳上の児童数に加算する
- ・過去の転出・転入学児童数の状況から、毎年転入者として1人を加算する

これらに基づき、移行期間を平成32年度入学予定の児童まで設けた場合、平成31年度入学予定の児童まで設けた場合、平成30年度入学予定の児童まで設けた場合に必要となる教室数をそれぞれ算出いたしました。

平成32年度まで移行期間を設けた場合

平成30年度までは、教室の不足は生じないと思われませんが、平成31年度以降は40学級となり、教室が不足してしまいます。

平成31年度まで移行期間を設けた場合

平成30年度までは、教室の不足は生じないと思われませんが、平成31年度以降は40学級となり、教室が不足してしまいます。

平成30年度まで移行期間を設けた場合

平成32年度までは、教室の不足は生じないと思われませんが、平成33年度以降は40学級となり、教室が不足してしまいます。

以上のことから、どちらの学校も選択できる移行期間を設けた場合、いずれも、近い将来、教室が不足することが見込まれますので、現在考えております、平成29年7月1日からの通学区域の見直しに対し、移行期間を設けることは困難であると考えております。

要望書にもあるように地域コミュニティやお子様の人間関係に対する配慮は、市としても必要なものと考えております。この度の通学区域の見直しに伴うお子様や保護者の皆様のご負担を軽減できるよう、登下校の安全や新しいコミュニティの構築に、市、学校ともにサポートさせていただきたいと考えております。

2. 見直し対象区域について

通学区域の見直しの検討にあたっては、市内の開発状況なども考慮し、市内全体を視野に入れ、長期的な視点をもっておこなっております。

この度の通学区域の見直しは、大きく3つの視点をもって検討をおこなっております。

- (1) 児童生徒が安全に登下校できるルートが確保されること
- (2) 必要最小限の地域とする
- (3) 地域コミュニティの重要性を考え、できるだけ自治会を分断しないように配慮する

(1) の登下校の安全確保については、市としても重要であると考えております。現在通学路として考えている市道については、安全確保のための対応策について、関係課、警察などと協議を行い、安全施設の設置等を整備計画に盛り込み、平成29年7月1日までに、できるだけ優先的に整備してまいりたいと考えております。

(2) の必要最小限の地域とすることについては、現在、教育委員会で算出している平成34年度までの児童数では、鎌ヶ谷市内の児童数は平成30年度にピークを迎え、それ以降は少しずつ減少していくとみております。鎌ヶ谷小学校においては、少なくとも平成34年度までは増加を続けていくものの、将来的には減少していくと考えておりますことから、通学区域の見直しは、必要最小限の地域においておこなうと考えております。

(3) の地域コミュニティの重要性についてでございますが、基本的には通学区域の境界は、鉄道路線や幹線道路など生活地域を分断するものとするという基本的な考え方がございますので、地域によっては、自治会を分断してしまっている所もございますが、自治会を中心とした地域活動や災害時の対応を考慮し、できるだけ自治会を分断しないよう配慮いたしました。

また、今回の見直しは、いわゆる「中一ギャップ」解消のため、鎌ヶ谷小・第三中学区を西部小・第三中学区にし、小学校から中学校への進学をスムーズに行うことを考慮いたしました。

通学区域変更後、猶予期間を設けた場合に必要となる教室数

1. 通学区域変更後、鎌ヶ谷小から他の小学校へ異動する対象となる児童数

	30年度入学	31年度入学	32年度入学	33年度入学	34年度入学	備考
対象児童数	39	49	37	44	43	

2. 通学区域変更前の学校と変更後の学校のどちらかを選べるよう移行期間を設けた場合 異動する対象となる児童数

移行期間	30年度入学	31年度入学	32年度入学	33年度入学	34年度入学	備考
平成30年度	23	44	36	36	39	
平成31年度まで	23	23	32	33	35	
平成32年度まで	23	23	20	32	33	

※移行期間の対象となる児童が全員、変更前の鎌ヶ谷小学校を選択したと想定し、兄弟姉妹で在籍が重なる場合は同じ学校に通うことができるように配慮した場合とします。

※移行期間の対象となるのは、通学区域変更前(平成29年6月30日)までに対象地域に居住している児童とします。

※各年度に斜字で入力している人数は、通学区域変更後に転入見込として想定している児童数です。移行期間の対象と考えていないため、通学区域の見直しに伴い異動する対象となります。

※転入学により、児童数が2, 3人増加したことにより、学級数が増加する可能性のある学年は増加分を見込んだ学級数とします。

3. 必要となる教室数

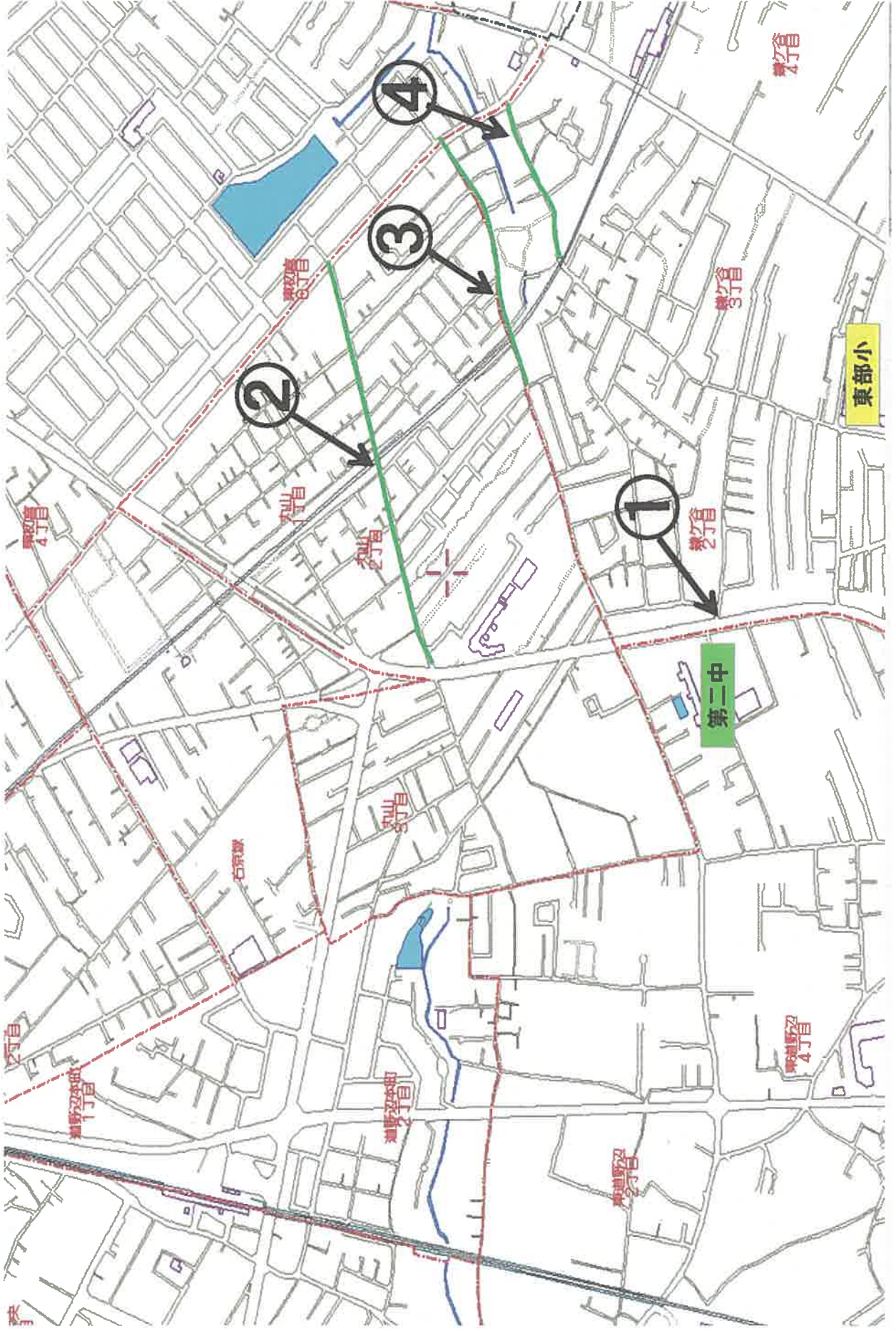
鎌ヶ谷小学校で確保できる教室数:39教室

必要となる教室数	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	備考
通学区域変更後	38	37	37	37	37	
移行期間:平成30年度	39	39	39	40	39	
移行期間:平成31年度まで	39	40	40	40	40	
移行期間:平成32年度まで	39	40	40	41	39	

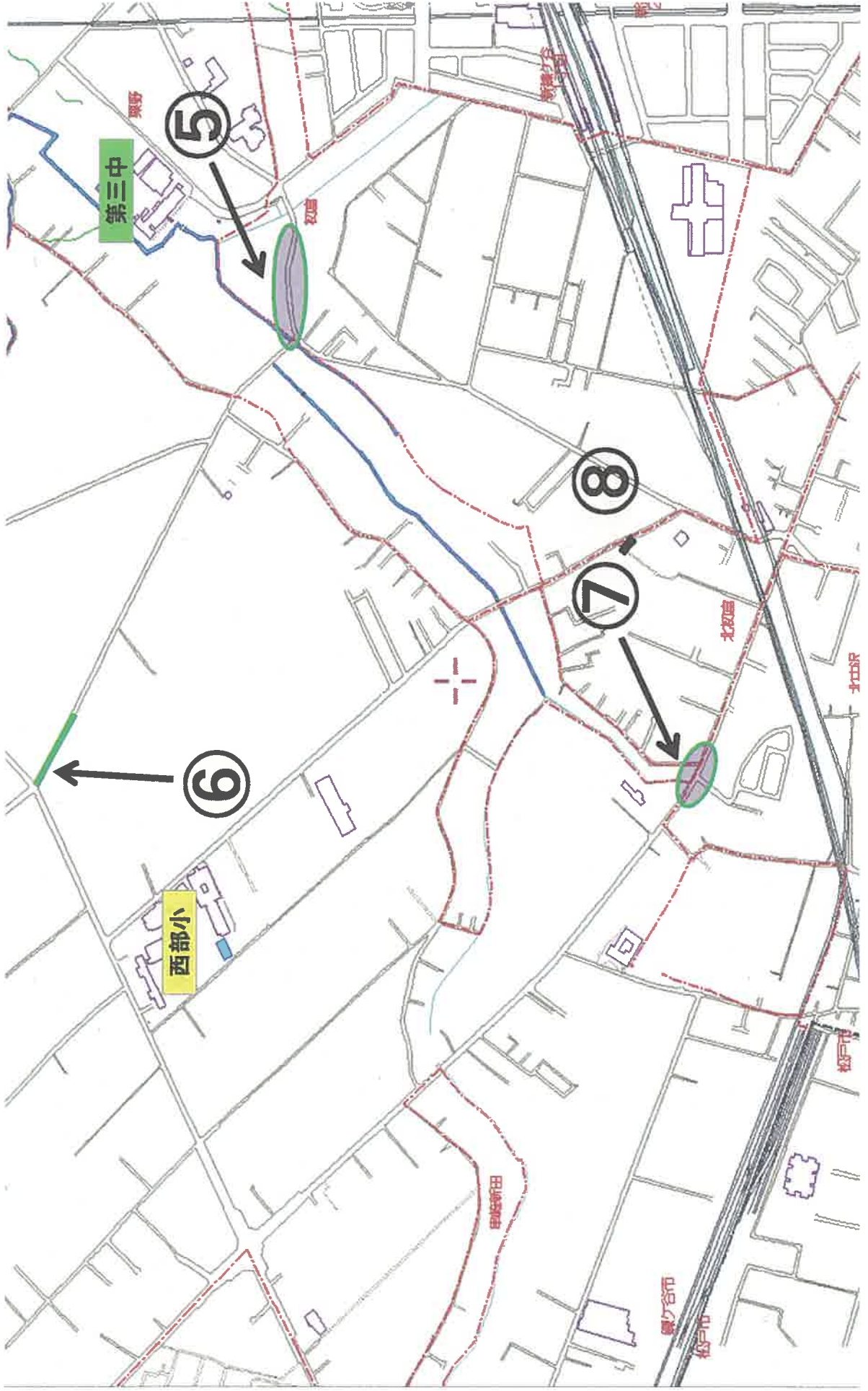
通学区域の見直しに伴う通学路整備予定工事(案)

	地図番号	工事内容
東部小	①	車止め設置
	②	注意看板、路面標示等の設置
	③	注意看板、路面標示等の設置
	④	注意看板、路面標示等の設置
西部小	⑤	路側帯カラー舗装設置、車止め3本、注意看板2枚
	⑥	ガードパイプ設置
	⑦	カラー舗装(横断)設置
	⑧	路側帯カラー舗装設置

東部小学校への変更に伴う通学路整備予定箇所図



西部小学校への変更に伴う通学路整備予定箇所図





◎水車園前 路側帯カラー舗装



◎入道溜交差点 車止め3本設置

